

新旧対照表

○土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針

改正前	改正後
<p>1 用語の定義</p> <p>本指針において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚染された土地</p> <p>次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 特定有害物質（条例第2条第17号に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号。以下「条例規則」という。）第59条の16第1項又は第2項の基準に適合しない土壌が存在する土地（<u>条例第68条第1項に規定する要措置区域等及び</u>条例要措置区域等を除く。）</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1 用語の定義</p> <p>本指針において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚染された土地</p> <p>次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 特定有害物質（条例第2条第17号に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号。以下「条例規則」という。）第59条の16第1項又は第2項の基準に適合しない土壌が存在する土地（<u>条例第66条第1項に規定する要措置区域、条例第67条第1項に規定する形質変更時要届出区域及び条例第68条第1項に規定する</u>条例要措置区域等を除く。）</p> <p>(以下省略)</p>